

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)取組状況

＜施策の基本的方向＞ 1 配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成

取組	令和2年度実施状況	令和3年度事業計画	担当部・室(課)		計画記載員
<p>①府民への啓発 府民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度を知り、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶者等からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよう、ホームページなど府の広報媒体を活用するとともに、民間企業やNPO法人等の協力を得ながら、普及啓発を実施します。 特に、女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日から11月25日)には、「パープルリボンキャンペーン」を行うなど、配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動を強化します。実施にあたっては、配偶者等への暴力は人権侵害であり、犯罪にもなるということを、改めて府民に周知するとともに、SNSの悪用事例など配偶者等への暴力に係る最新事例や注意事項なども情報提供し、府民への啓発に努めます。</p>	<p>■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発 11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、周知・啓発を実施した。 ・パープルリボンキャンペーン・パープルライトアップ等の啓発活動を実施 ・ドーンセンターにおいて、リボンオブジェの設置、関連図書展示、視聴覚資料の上映等を実施 ・庁内関係各課、関係機関・団体等に内閣府のポスター、リーフレットを配付 ・府民向け講座の実施</p> <p>■各相談窓口の周知啓発 相談窓口を掲載したリーフレットを市町村相談窓口、医療機関等を通じ配布した。</p> <p>■外国人向けDV相談リーフレットの作成 外国人向けDV相談リーフレットを作成した。</p> <p>■府の広報媒体を活用した啓発 ホームページ、府政だよりなどで女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や、最新の府・市町村の相談窓口情報、デートDV防止啓発等に関する情報を掲載した。</p>	<p>■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発 11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、周知・啓発に取り組む。 ・パープルリボンキャンペーン・パープルライトアップ等の啓発活動 ・ドーンセンターにおいて、リボンオブジェの設置、関連図書展示、視聴覚資料の上映等を実施 ・庁内関係各課、関係機関・団体等に内閣府のポスター、リーフレットを配付 ・府民向け講座の実施</p> <p>■各相談窓口の周知啓発 相談窓口を掲載したリーフレットを配布する。</p> <p>■府の広報媒体を活用した啓発 ホームページ、府政だよりなどで女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や、最新の府・市町村の相談窓口情報、デートDV防止啓発等に関する情報を掲載する。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	9
<p>②医療・保健関係者への周知 配偶者暴力防止法では、医療・保健関係者が業務を行うにあたって配偶者等からの暴力被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができるとされています。被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される医療・保健関係者(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士等)が、配偶者等からの暴力被害者の発見や通報、支援情報の提供を適切に行うことができるよう、「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進するとともに、適宜、「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の改訂やマニュアルの定期的な研修を実施します。</p>	<p>■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 医療関係団体などを通じ、医療関係者にマニュアル及び概要版を配布するとともに活用を働きかけた。</p>	<p>■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 医療関係団体などを通じ、より多くの医療関係者に活用を働きかける。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	9
<p>③福祉・教育関係者への周知 地域福祉を担う民生委員・児童委員等は、医療・保健関係者と同様、配偶者等からの暴力被害者を発見しやすい立場にあります。また、日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や幼稚園、保育所等における対応が重要です。このため、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係者、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や保育士等の保育関係者に対して、配偶者等からの暴力の特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての周知に努めます。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 ・希望する学校及び市町村に対して、マニュアル及び概要版を送付し、活用を働きかけた。 ・教職員向け研修において、DV被害者の特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等について研修等を行った。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 府立高等学校校長会や私立中・高校長研修会等において、マニュアルの活用を働きかけることと、教職員向け研修において、DV被害者の特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等について研修等を行う。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	10
<p>④企業・団体関係者への周知 労働者が職場(企業・団体等)でストレスを抱え、そのストレスが家庭内で配偶者等や子どもへの暴力に転化する可能性も考えられることから、管理職研修や労務研修の中で配偶者等の暴力に関する研修を行うことや男性相談窓口を案内することなど、配偶者等からの暴力防止に向けた取組が企業・団体等でも進むよう、企業・団体関係者に働きかけます。</p>	<p>■研修等における啓発周知 企業人事担当者向け研修において、ハラスメントやDVの内容を含んだ研修を開催した。</p>	<p>■研修等における啓発周知 企業人事担当者向け研修において、ハラスメントやDVの内容を含んだ研修を開催する。また、その際に、男性相談窓口の周知を行う。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	10
<p>⑤暴力を予防・防止するための啓発・教育 子どもの人権尊重やエンパワメントを図る教育・学習の充実を通じて、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、府教育庁が作成した「子どもエンパワメント支援指導事例集」の活用を市町村教育委員会に働きかけます。 また、交際相手からの暴力を防止するため、府教育庁と連携し、予防啓発リーフレットや指導用指引を添付した予防啓発DVDの活用を学校に働きかけるとともに、啓発・教育に携わる教員に対する資質・技能の向上に向けた取組を進めます。そして、適宜、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の改訂やマニュアルの定期的な研修を実施します。</p>	<p>■子どもエンパワメント支援指導事例集の活用 「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、「子どもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、府立学校に指示するとともに、市町村教育委員会に指導助言を行った。</p> <p>■デートDV予防啓発DVD・指導用指引の活用促進 希望する学校及び市町村に対して、デートDV予防啓発リーフレット等を送付し、活用を働きかけた。</p> <p>■中学生へのデートDV防止啓発リーフレットの作成 中学生へのデートDV防止啓発リーフレットを作成した。</p> <p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】</p>	<p>■子どもエンパワメント支援指導事例集の活用 「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、「子どもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、府立学校に指示するとともに、市町村教育委員会に指導助言を行う。</p> <p>■デートDV予防啓発リーフレット・デートDV予防啓発DVD・指導用指引の活用促進 府立高等学校校長会、私立中・高校長研修会等において活用を働きかける。</p> <p>■デートDV防止啓発資料の作成 学校等で活用してもらうために、デートDV防止啓発資料を作成する。</p> <p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】</p>	教育庁	高等学校課 小中学校課	10
<p>⑥人権啓発の推進 「ゆまにてなにわ」など人権啓発のための冊子の作成などを通じて、府民に対し、配偶者等に対する暴力の防止に関する啓発を行い、人権尊重の意識を高めます。</p>	<p>■人権白書「ゆまにてなにわ」の発行 ・人権白書「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス(DV)の概要やDVに対する大阪府の取組等を掲載した。 ・作成部数:40,000部(墨字)、200部(点字版) ・配布先:市町村、学校、人権関係団体等</p>	<p>■人権白書「ゆまにてなにわ」の発行 ・人権白書「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス(DV)の概要やDVに対する大阪府の取組等を掲載する。 ・作成部数:40,000部(墨字)、200部(点字版) ・配布先:市町村、学校、人権関係団体等</p>	府民文化部	人権局 人権企画課	10

(1) 配偶者からの暴力の防止に関する啓発

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)取組状況

<施策の基本的方向> 2 安心して相談できる体制の充実

取組	令和2年度実施状況	令和3年度事業計画	担当部・室(課)		計画 記載 頁
<p>(1) 府支援センター・警察における相談体制</p> <p>①府支援センターにおける相談対応 府支援センターは、配偶者等からの暴力被害者からの相談はもとより、市町村からの被害者支援にかかる相談にも対応するなど、引き続き専門的・広域的な支援の役割を担います。そして、相談窓口としての府支援センターの周知に引き続き努めます。 また、配偶者等からの暴力に関する相談の増加、内容の複雑化や深刻化を踏まえ、府支援センターの中核機関である女性相談センターにおいて、24時間365日被害者からの電話相談に対応するなど、相談・保護から自立支援までの一貫した支援を行います。</p> <p>②警察における相談対応 相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応や被害者が加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすいような環境の整備に努めます。また、府内各署において、署員に対して配偶者等からの暴力に関する基本的事項や対応についての研修を引き続き、実施します。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 ・女性相談センター・府子ども家庭センター(6か所)に配偶者暴力相談支援センター機能をもたせ、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じた。</p> <p>■女性相談センターの支援機能の充実 ・さまざまな状況(ステージ)にある被害者に対し効果的・専門的に支援を行うため所内研修を充実させ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の充実を図った。</p> <p>■24時間365日DV電話相談の実施 ・すき間なく府民のDV相談ニーズに対応するため、女性相談センターにおいて24時間365日、DV電話相談を実施した。</p> <p>■相談機関との連携 ・相談内容に応じ、市町村等と連携し、ケースカンファレンスを行うなど、適切で円滑な支援を図った。 また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介した。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 女性相談センター・府子ども家庭センター(6か所)に配偶者暴力相談支援センター機能をもたせ、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じる。</p> <p>■女性相談センターの支援機能の充実 さまざまな状況(ステージ)にある被害者に対し効果的・専門的に支援を行うため所内研修を充実させ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の充実を図る。</p> <p>■24時間365日DV電話相談の実施 すき間なく府民のDV相談ニーズに対応するため、女性相談センターにおいて24時間365日、DV電話相談を実施する。</p> <p>■相談機関との連携 相談内容に応じ、市町村等と連携し、ケースカンファレンスを行うなど、適切で円滑な支援を図る。 また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介する。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	11
	<p>■配偶者暴力相談支援センターの周知 府民向け啓発リーフレットとして、ミニリーフレット「大切なあなたへ」を配付し、相談機関の周知を行った。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センターの周知 府民向け啓発リーフレットを配付し、相談機関を周知する。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	
<p>(2) 市町村における相談体制</p> <p>①身近な地域における相談窓口の充実支援 府では、市町村が被害者支援の窓口としての機能を発揮できるよう、相談担当者の資質の向上を図るため、引き続き、市町村相談担当者向け研修を実施します。また、困難な事案への対応等について、市町村のブロック会議等において研修を行うなど、市町村の相談業務を支援します。</p>	<p>■府支援センターと市町村との連携 ・市町村で対応困難な相談事案について、府支援センターが助言を行うなど、市町村の相談窓口と連携しDV被害者の支援を実施した。 ・府内市町村が開催するDV対策会議等へ府支援センター担当者が参加し、連携を図った。 ・市配置の婦人相談員と会議(書面会議)及び研修を実施した。</p> <p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加 女性相談センター職員がスーパーバイザーとして参加し、専門的助言を行うとともに、連携を図った。</p> <p>■市町村担当者の資質向上 【DV被害者の地域支援者養成講座の開催】 ・市町村のDV相談担当者等被害者支援従事者を対象とした基礎研修を実施した。 ・市町村の関係職員等を対象にステージモデルを活用した事例ワーク、DV被害者面接用ツールを用いたロールプレイ研修等を実施した。</p> <p>【支援センター等関係職員の資質向上(支援センター等関係職員研修の実施)】 府および市の支援センター職員および女性相談員等のDV支援に関わる専門職員を対象に、研修を実施し、より専門的な知識およびスキルの修得を目指した。</p>	<p>■府支援センターと市町村との連携 ・市町村で対応困難な相談事案について、府支援センターが助言を行うなど、市町村の相談窓口と連携しDV被害者の支援を実施する。 ・府内市町村が開催するDV対策会議等へ府支援センター担当者が参加し、連携を図る。 ・市配置の婦人相談員と会議・研修を実施し、困難な相談事案について助言をする。</p> <p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加 女性相談センター職員がスーパーバイザーとして参加し、専門的助言を行うとともに、連携を図る。</p> <p>■市町村担当者の資質向上 【DV被害者の地域支援者養成講座の開催】 ・市町村のDV相談担当者等被害者支援従事者を対象とした基礎研修を実施する。 ・市町村の関係職員等を対象にステージモデルを活用した事例ワーク、DV被害者面接用ツールを用いたロールプレイ研修、シンポジウム等を実施する。</p> <p>【支援センター等関係職員の資質向上(支援センター等関係職員研修の実施)】 府および市の支援センター職員および女性相談員等のDV支援に関わる専門職員を対象に、研修を実施し、より専門的な知識およびスキルの修得を目指す。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	12
	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催 ・女性相談センターの協力のもと、相談対応力の向上に向け、市町村相談員及び相談事業関係者を対象に、市町村が提示する困難な事例への対応や具体的な助言など、相談員の資質の向上・人材育成に資する内容で実施した。また、DV被害者支援のための連携を図った。</p> <p>■配偶者暴力相談支援センターの周知【再掲】</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催 ・女性相談センターの協力のもと、相談対応力の向上に向け、市町村相談員及び相談事業関係者を対象に、市町村が提示する困難な事例への対応や具体的な助言など、相談員の資質の向上・人材育成に資する内容で実施する。また、DV被害者支援のための連携を図る。</p> <p>■配偶者暴力相談支援センターの周知【再掲】</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	12
<p>■配偶者暴力相談支援センターの設置促進 ・女性相談センター、府子ども家庭センター(6ヶ所)において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護等を図った。 ・大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市、豊中市に設置された配偶者暴力相談支援センターと会議(書面会議)を実施し、困難な相談事案等についての調整・協議を図った。 ・市町村への個別訪問、会議等を通じて支援センターの設置を働きかけた。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センターの設置促進 ・女性相談センター、府子ども家庭センター(6ヶ所)において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護等を図る。 ・大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市、豊中市に設置された配偶者暴力相談支援センターと会議・研修の実施、連携した相談対応、困難な相談事案についての調整・協議を図る。 ・市町村への個別訪問、会議等を通じて支援センターの設置を働きかける。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター		

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)取組状況

取組	令和2年度実施状況	令和3年度事業計画	担当部・室(課)	計画記載頁
<p>①子どもへの対応 配偶者等からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どもへのケアや支援が求められており、児童相談所等関係機関と緊密な連携を図り、必要に応じて継続的な支援を行います。 児童虐待防止法の観点からの対応が必要となることが考えられるため、状況に応じて、虐待通告を行うなど子どもが安全で安心した生活ができるよう支援を行います。また、児童相談所が児童虐待への対応を通じて、配偶者等への暴力を発見する場合もあることから、児童相談所と府支援センターの連携を強化します。 なお、相談窓口の設置が特にデートDV防止には役立つことから、学校におけるスクールセクシュアルハラスメントに対応する窓口設置の取組を進めます。</p>	<p>■一時保護の同伴児童への支援の充実 ・被害者の一時保護に同伴される児童に対して、「被虐待児童」としての支援の必要性から、ケースワーカーや心理職による子ども面接を行い、子どもの思いや状況を把握し支援につなげ、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援を行った。 ・女性相談センターでは、一時保護課に保育士、心理職を配置し、被害者の同伴児へのケアを行った。</p> <p>■児童虐待防止の観点からの対応 ・児童がDV加害者あるいは被害者から虐待を受けていることもあり、女性相談センター内で対応の周知を図り、状況に応じて子ども家庭センター(児童相談所)や市町村に通告及び要保護児童対策地域協議会と緊密な連携を図った。 ・児童虐待や、暴力の影響等によるケアの必要な児童に関して、子ども家庭センター等と連携して支援した。</p>	<p>■一時保護の同伴児童への支援の充実 ・被害者の一時保護に同伴される児童に対して、「被虐待児童」としての支援の必要性から、ケースワーカーや心理職による子ども面接を行い、子どもの思いや状況を把握し支援につなげ、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援をする。 ・女性相談センターでは、一時保護課に保育士、心理職を配置し、被害者の同伴児へのケアを行う。</p> <p>■児童虐待防止の観点からの対応 ・子どもがDV加害者あるいは被害者から虐待を受けていることもあり、女性相談センター内で対応の周知を図り、状況に応じて子ども家庭センター(児童相談所)や市町村に通告及び要保護児童対策地域協議会と緊密な連携を図る。 ・児童虐待や、暴力の影響等によるケアの必要な児童に関して、子ども家庭センター等と連携して支援する。</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	13
	<p>■相談窓口の充実 府立高校では、全ての生徒が安全で安心して生活を送ることができるよう、悩み等の相談窓口を校内に設置しその周知に努めた。 また、全ての府立高校にスクールカウンセラーを配置し校内体制の充実に努めた。</p>	<p>■相談窓口の充実 引き続き、府立高校において全ての生徒が安全で安心して生活を送ることができるよう、悩み等の相談窓口を校内に設置しその周知に努める。 また、全ての府立高校にスクールカウンセラーを配置し校内体制の充実に努める。</p>	<p>教育庁 高等学校課</p>	
<p>②障がい者、高齢者への配慮 相談担当者が障がい者、高齢者に対する正しい理解を深め、障がい者、高齢者の特性に応じた適切な情報提供を行うとともに、分かりやすく丁寧な相談を行います。 また、被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課に適切につなぐとともに、被害者の特性に応じた配慮について、研修内容を工夫するなど相談担当者の認識を深める取組を実施します。</p>	<p>■障がい者、高齢者への対応 ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行った。 ・被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、その特性に応じた適切な対応を図るため、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課につなぐ。</p>	<p>■障がい者、高齢者への対応 ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行う。 ・被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、その特性に応じた適切な対応を図るため、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課につなぐ。</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	13
<p>③外国人への配慮 府支援センターでは、日本語による意思疎通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応します。 また、女性相談センターでは、トリオフォンによる電話相談を引き続き行います。在留資格相談や生活相談など外国人からの相談等に幅広く対応する相談窓口の職員等を対象とした、配偶者等からの暴力に関する研修を実施します。</p>	<p>■外国人女性に対する相談体制の整備 ・被害者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応した。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「トリオホン」を活用した相談対応を行い、日本語による意思疎通が困難な被害者からの相談を受けた。</p>	<p>■外国人女性に対する相談体制の整備 ・被害者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応する。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「トリオホン」を活用した相談対応を行い、日本語による意思疎通が困難な被害者からの相談を受ける。 ・DV被害者の地域支援者養成講座に、外国人からの相談に対応する相談窓口の職員等の参加を呼びかける。</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター</p>	13
<p>④LGBTなど性的マイノリティへの配慮 いわゆるLGBTなど性的マイノリティの方に対する相談上の配慮について、国の動向や他都道府県事例等を注視しながら、今後、検討を進めます。</p>	<p>■LGBTなど性的マイノリティへの配慮 LGBTなど性的マイノリティの方の相談先や相談上の配慮について、DV被害者対応マニュアルに掲載し、周知を図った。</p>	<p>■LGBTなど性的マイノリティへの配慮 LGBTなど性的マイノリティの方に対する相談上の配慮について、国の動向や他の都道府県事例等を注視しながら、情報収集に努める。</p>	<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p>	13
<p>⑤男性への対応 市町村の市民相談窓口や、民間団体等において主として男性からの相談を多く受けている窓口における相談の中には、配偶者等の暴力の男性被害者への対応が求められることもあることから、平成23年度の「DV等に関する男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラム事業」の成果を活用し、適切な対応が図られるよう働きかけます。また、男性相談員による男性のための電話相談を実施するとともに、国の「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書に基づく国の動向等を注視しつつ、適切な対応が図られるよう働きかけます。</p>	<p>■「男性相談の実施に当たって」の活用促進 市町村配偶者からの暴力対策主管課長会やブロック会議などで男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の市町村相談窓口での活用を働きかけた。</p> <p>■男性のための電話相談の実施 男性相談員による男性のための電話相談を実施した。</p>	<p>■「男性相談の実施に当たって」の活用促進 市町村配偶者からの暴力対策主管課長会やブロック会議などで男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の市町村窓口での活用を働きかける。</p> <p>■男性のための電話相談の実施 男性相談員による男性のための電話相談を実施する。</p>	<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p>	13
<p>⑥法律相談窓口の情報提供 配偶者等からの暴力による被害者が支援を求めようとする際、今後の見通しについての情報がないと、最初の第一歩が踏み出せない可能性が考えられることから、弁護士会の無料電話相談などのサービスについて、引き続き、より一層の周知に努めます。</p>	<p>■法律相談の実施 DV被害、性暴力被害に悩む女性のため、女性弁護士による法律相談を実施した。</p>	<p>■法律相談の実施 DV被害、性暴力被害に悩む女性のため、女性弁護士による法律相談を実施する。</p>	<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p>	14
	<p>■法律相談窓口の情報提供 ・相談者に対して、法律相談を実施している。必要に応じて法律相談窓口の情報提供に努めた。</p>	<p>■法律相談窓口の情報提供 ・相談者に対して、法律相談を実施する。必要に応じて法律相談窓口の情報提供に努める。</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	

(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)取組状況

＜施策の基本的方向＞ 3 緊急かつ安全な保護の実施

	取組	令和2年度実施状況	令和3年度事業計画	担当部・室(課)	計画記載頁
(1) 一時保護に係る体制の充実	<p>①女性相談センターにおける取組 夜間等の緊急な一時保護について、今後とも、警察等の関係機関とも連携して24時間365日の対応を行うとともに、一時保護所の安全の確保に努めます。 同伴する子ども一時保護の受入れに当たっては、児童相談所と密接に連携し、適切な支援を行います。 また、一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣するなど、学習支援に取組みます。 障がい、高齢等配慮を必要とする被害者に対しては、女性相談センターにおける一時保護だけでなく、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課と連携し、適切な保護施設を検討します。また、男性被害者にも対応できるよう、あらかじめ一時保護委託先施設を確保します。 一時保護を実施した外国人の被害者が安心して生活し、適切な情報提供が受けられるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応するとともに、一時保護所での生活が円滑に送れるよう7ヶ国語(英語、韓国語・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語)で作成した資料の活用を図ります。</p>	<p>■一時保護の実施(男性被害者への対応含む) ・配偶者の暴力などで保護を必要とする被害者のための一時保護を行った。 ・一時保護については、24時間365日対応した。 ・心理面接を被害者及び同伴児に実施した。 ・一時保護中の被害者を対象に回復プログラムを実施した。</p> <p>■一時保護同伴児への学習支援の充実 一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣し、学習支援の充実を図った。</p> <p>■一時保護委託の実施 被害者の一時保護を社会福祉施設や民間シェルターに委託し、被害者の特性に応じた適切な保護を実施した。</p> <p>■一時保護後の支援 ・地域での生活を始めたDV被害者について、被害者の不安軽減のために地域の相談窓口とも連携して対応した。また、外国人のDV被害者については、必要に応じて通訳者を確保して支援した。 ・切れ目のない支援のため、必要に応じて地域の支援機関等への同行支援を実施した。</p>	<p>■一時保護の実施(男性被害者への対応含む) ・配偶者の暴力などで保護を必要とする被害者のための一時保護を行う。 ・一時保護については、24時間365日対応する。 ・心理教育を被害者及び同伴児に実施する。</p> <p>■一時保護同伴児への学習支援の充実 一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣し、学習支援の充実を図る。</p> <p>■一時保護委託の実施 被害者の一時保護を社会福祉施設や民間シェルターに委託し、被害者の特性に応じた適切な保護を実施する。</p> <p>■一時保護後の支援 ・地域での生活を始めたDV被害者について、府の支援センターが被害者の自立支援の相談に応じるとともに、新たな生活を始めるDV被害者の不安軽減や、新しい居住地での支援が得やすくなることを目的として作成した「生活応援連携シート」の活用や同行等したり、必要に応じて居住する市町村と連携・協力して支援を行う。また、外国人のDV被害者については、必要に応じて通訳者を確保して支援する。 ・切れ目のない支援のため、必要に応じて地域の支援機関等への同行支援を実施する。</p>	福祉部 女性相談センター	15
	<p>②警察における取組 警察においては、今後も、通報やパトロール中での発見等により配偶者等からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法、その他の法令の定めるところにより、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護を行うなど必要な措置を行います。</p>	<p>■組織的な事案対応による被害者の安全確保 配偶者からの暴力事案の認知時から継続的な対応を終えるまでの間、警察署と本部が連携、情報共有を図ると共に、迅速かつ適切な初動対応や事件化、被害者等の保護対策など、組織的な事案対応により被害者等の安全確保を図った。</p> <p>■関係機関との連携 女性相談センター等関係機関との緊密な連携により、一時保護施設等への避難措置を講じるなど、被害者の早期安全確保を図った。</p>	<p>■組織的な事案対応による被害者の安全確保 配偶者からの暴力事案の認知時から継続的な対応を終えるまでの間、警察署と本部が連携、情報共有を図ると共に、迅速かつ適切な初動対応や事件化、被害者等の保護対策など、組織的対応により被害者等の安全確保を最優先とした適切な措置を講じる。</p> <p>■関係機関との連携 女性相談センター等関係機関との緊密な連携により、一時保護施設等へ早期に避難措置を講じ、被害者の安全確保を図る。</p>	警察本部 生活安全総務課	15
	<p>③広域連携による取組 加害者等の追及から逃れるため、府域を越えて一時保護がなされる場合の被害者支援に関する広域的な対応は、全国知事会により「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携の申合せ」(平成19年7月)が行われています。この申合せに基づき、今後も、都道府県間の婦人相談所(*)の連携、情報の共有、一時保護所等への同行支援、被害者への支援、一時保護の費用負担を適切に行います。また、広域連携を進める中で、課題認識の共有に努めます。</p>	<p>■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 被害者の安全な生活のため、必要に応じて都道府県域を超え、広域的連携を図った。</p>	<p>■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 被害者の安全な生活のため、必要に応じて都道府県域を超え、広域的連携を図る。</p>	福祉部 家庭支援課 女性相談センター	15

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)取組状況

取組	令和2年度実施状況	令和3年度事業計画	担当部・室(課)		計画記載頁
<p>(2) 保護命令への対応</p> <p>①保護命令に対する適切な対応 府支援センターは、今後も、保護命令制度の利用について、被害者に対する情報の提供、助言を行うとともに、保護命令が発せられた場合は、警察と連携するとともに、必要に応じ支援にかかわる関係機関や民間団体との連絡調整を行います。</p>	<p>■保護命令制度の利用 ・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図った。 ・保護命令が発せられた場合は、警察と連携して被害者の安全確保の支援を行った。 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府支援センターの三機関による「DVに関する関係三機関事務打合せ会」に出席し、連携を図った。オブザーバー出席している市支援センターとも情報を共有し、適切な対応を図った。</p>	<p>■保護命令制度の利用 ・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図る。 ・保護命令が発せられた場合は、警察と連携し被害者の安全確保の支援を行う。 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府支援センターの三機関による「DVに関する関係三機関事務打合せ会」に出席し、連携を図る。オブザーバー出席している市支援センターとも情報を共有し、適切な対応を図る。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	16
<p>②子ども等の安全の確保 民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係者、学校や幼稚園等の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や保育士等の保育関係者に対して、配偶者等からの暴力の特性、子ども等親族の安全確保や情報管理のあり方等についての周知に努めます。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	16

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)取組状況

＜施策の基本的方向＞ 4 自立への支援の充実

取組	令和2年度実施状況	令和3年度事業計画	担当部・室(課)	計画記載頁	
(1) 継続的な自立支援の実施	①生活に関する支援 被害者に対し、生活保護制度等について福祉事務所への相談を勧めるなど、生活支援のための諸施策、窓口や手続き、地域で活動する支援団体などについて情報提供を行います。 被害者から、医療保険や年金等に関する相談があった場合、必要に応じて情報提供等を行い、適切な窓口を紹介します。 府支援センターは、被害者が医療保険や年金、公営住宅入居等について円滑に手続きを行うことができるよう、配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する各種証明書を発行します。	■生活の支援 必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行った。また本人の了解のもと、市町村支援担当者と連携を取り、スムーズな自立支援を進めた。 ■相談の証明書発行 DV被害者の自立支援のために、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や一時保護した旨の証明書を発行した。	■生活の支援 必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行う。また本人の了解のもと、市町村支援担当者と連携を取り、スムーズな自立支援を進める。 ■相談の証明書発行 DV被害者の自立支援のために、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や一時保護した旨の証明書を発行する。	福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	17
	②子どもとともに生活する被害者への支援 子どもとともに生活する被害者については、事案に応じて、母子生活支援施設の入所、児童扶養手当等の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け等について、福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行います。 市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行います。 市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかけます。	■各種支援の情報提供 母子生活支援施設の利用、児童手当、児童扶養手当等の支給等の情報提供を行い、状況に応じて福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行った。 ■母子保護の実施に係る市町村長への通知 母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、母子保護実施機関に通知を行った。 ■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】	■各種支援の情報提供 母子生活支援施設の利用、児童手当、児童扶養手当等の支給等の情報提供を行い、状況に応じて福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行う。 ■母子保護の実施に係る市町村長への通知 母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、母子保護実施機関に通知を行う。 ■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進【再掲】	福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	17
	③就業に関する支援 被害者の状況に応じて、OSAKAしごとフィールドにおける関係支援機関と連携した就業支援や、公共職業訓練を行います。 また、被害者に対して情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所(ハローワーク)等、当該関係機関と連絡調整を行います。 府や指定都市及び中核市等が設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用について情報提供を行います。	■就業の支援 必要に応じ、情報提供や「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を発行した。 ■就業の支援 ・各種相談機関のネットワーク化を図り、働く女性・働きたい女性のお悩み相談会を年2回実施(1月実施:参加39名 3月中止) ・民間教育訓練機関での職業訓練の実施 離職者等を対象とした職業訓練に「ひとり親家庭の父母優先枠」及び「託児サービス」を付加した科目を設定して実施した。	■就業の支援 ・必要に応じ、情報提供や「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を発行する。 ■就業の支援 ・引き続き、OSAKAしごとフィールドにおける就業支援に加え、女性を対象としたワンストップ相談会の実施など、関係機関と連携した支援やリファーマの実施。 R3年度においては女性を対象とした相談会を毎月実施する。 ・民間教育訓練機関での職業訓練の実施 離職者等を対象とした職業訓練(知識等習得コース)の科目すべてに「ひとり親家庭の父母優先枠」を付加するとともに、「託児サービス」を付加した科目も設定して実施する。	福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	18
	④住宅の確保に関する支援 被害者の自立を支援するため、公営住宅への入居についての情報提供を行います。 府営住宅に配偶者等からの暴力の被害者が一時使用するための住戸を確保し、併せて生活用品の貸与を実施します。 市町が管理する公営住宅等についても、配偶者暴力防止法等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、配偶者等からの暴力の被害者に対する適切な対応がなされるよう、市町に対し研修会等の場を通じて指導・助言します。	■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間)の推薦及び使用後の支援を実施した。 ・生活用品の貸与を実施できるように準備した。 ■住宅の確保 市町が管理する公営住宅等について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行った。 ■民間賃貸住宅情報提供 平成29年10月25日に改正法が施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅情報の提供を、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」により行った。	■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間)について情報提供する。 ・生活用品の貸与を実施する。 ■住宅の確保 市町が管理する公営住宅等について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行う。 ■民間賃貸住宅情報提供 平成29年10月25日に改正法が施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅情報の提供を、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」により引き続き行っていく。	福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	18
	⑤法律相談の実施 被害者を法律面から支援するため、一時保護中の被害者に対して、必要に応じて、配偶者等からの暴力事案に精通した弁護士による法律相談を実施します。 また、大阪弁護士会が実施する女性に対する暴力に関する無料電話相談、日本司法支援センター(法テラス)が実施する無料法律相談などの民事法律扶助、市町村が実施する法律相談等について情報提供を行います。	■各相談窓口の周知啓発【再掲】	■各相談窓口の周知啓発【再掲】	府民文化部 男女参画・府民協働課	18

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)取組状況

取組	令和2年度実施状況	令和3年度事業計画	担当部・室(課)		計画記載頁
<p>⑥被害者に対する医学的・心理学的な援助等 配偶者等からの暴力により心身ともに傷ついた被害者の心理的サポートを行うため、一時保護中の被害者に対してカウンセリング等を行います。 府内保健所で実施している「こころの健康相談」を活用し、精神科的な治療の必要性の判断や、医療情報の提供を行うなど、被害者が地域で生活を送りながら身近な場所で相談等の支援が受けられるよう努めます。 府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)において実施している面接相談などを活用し、被害者の心理的サポートに努めます。</p>	<p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・一時保護中のDV被害者に、必要に応じ囑託医面接相談を実施した。 ・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施した。(一時保護委託先にも心理職が出向き実施) ・一時保護課で心理担当職員による個別支援を実施した。 ・一時保護中の被害者等を対象に回復プログラムを実施した。</p> <p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 府内保健所で実施している「こころの健康相談」を活用し、被害者への相談支援を実施。</p>	<p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・一時保護中のDV被害者に、必要に応じ囑託医面接相談を実施する。 ・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施する。(一時保護委託先にも心理職が出向き実施) ・一時保護課で心理担当職員による個別支援を実施する。</p> <p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 府保健所において精神科医師やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉に関する相談・訪問指導及び関係機関職員等から寄せられた支援ケースについてのコンサルテーションを実施。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	18
<p>⑦子どもへの支援 配偶者等からの暴力のために心理的な影響を受けた子どものサポートを行うため、被害者の一時保護中に、同伴する子どもに対してカウンセリング等を実施します。また、一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣するなど、学習支援に取り組めます。 配偶者等からの暴力のために心理的な影響を受けた子どもの学校生活を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもへのサポートを行います。また、市町村の家庭児童相談室において相談が受けられることについて情報提供します。 子ども家庭センター等においては、配偶者等からの暴力のため子どもに心理的な影響等がみられ、心理的なケア等が必要となった場合、関係機関と連携し、支援します。また、必要に応じて、転居先等の関係機関と連携を図り、継続した支援に努めます。 被害者の子どもが安全に学校生活を送ることができ、適切な配慮が受けられるよう、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家に対して、配偶者等からの暴力の特性や子どもに配慮すべき事項、情報管理のあり方等についての周知に努めます。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■児童相談の充実【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施【再掲】</p> <p>■子どもの就学・保育にかかる支援【再掲】</p> <p>■学習支援の充実【再掲】</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■児童相談の充実【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施【再掲】</p> <p>■子どもの就学・保育にかかる支援【再掲】</p> <p>■学習支援の充実【再掲】</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	18
<p>⑧被害者等に係る情報の保護 被害者の自立支援において、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報(マイナンバーを含む)の管理に細心の注意が必要であることから、被害者の支援に係わる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかけます。</p>	<p>■被害者等に係る情報の保護 被害者等に係る安全のための秘密保持及び情報管理の徹底を呼びかけた。</p>	<p>■被害者等に係る情報の保護 被害者等に係る安全のための秘密保持及び情報管理の徹底を呼びかける。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	19
<p>⑨住民基本台帳の閲覧等の制限等 住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等の制限措置について、被害者に、申出の手続きや閲覧等の制限に関して情報提供を行います。 また、住民基本台帳からの情報に基づいて事務の処理を行う選挙管理委員会、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等の市町村の部局に対して、情報の管理の徹底を呼びかけます。</p>	<p>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 必要に応じ情報提供し、要支援者である場合は、被害者が提出する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に要支援者である旨の意見を付した。</p> <p>■市町村に対する助言 DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行った。</p>	<p>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 必要に応じ情報提供し、要支援者である場合は、被害者が提出する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に要支援者である旨の意見を付す。</p> <p>■市町村に対する助言 DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行う。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	19
<p>⑩関係機関の連携強化等 地域における被害者の自立支援に取り組む福祉事務所等関係機関との協力連携体制の構築を進めます。また、市町村において、被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、情報提供や助言を通じて、市町村内の庁内連携体制の整備等を促進します。 さらに、府内市町村が相互に連携して被害者支援を行うことができるよう、広域調整等を行います。</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加【再掲】</p> <p>■市町村に対する助言 ・DV被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、市町村のネットワーク会議への出席や適宜、情報提供や助言を行った。 ・支援の実施機関の確認のため、広域を含めて必要な自治体へ連絡をした。</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加【再掲】</p> <p>■市町村に対する助言 ・DV被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、市町村のネットワーク会議への出席や適宜、情報提供や助言を行った。 ・支援の実施機関の確認のため、広域を含めて必要な自治体へ連絡をする。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	19

(1) 継続的な自立支援の実施

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)

＜施策の基本的方向＞ 5 関係機関、団体等との連携の促進等

取組	令和2年度実施状況	令和3年度事業計画	担当部・室(課)		計画記載頁	
(1) 関係機関による連携体制の強化	<p>①関係機関による連携体制の強化等 今後も引き続き、府の関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営や、府と政令指定都市、医師会や弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」を活用し、関係機関、民間団体と緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進します。個別のケースにおいても関係機関が連携して被害者の支援に取組めます。 また、府域を越えて一時保護がなされる場合など広域的な対応が求められる場合があることなどを踏まえ、都道府県間の広域連携を進める中で課題認識の共有に努めます。</p>	<p>■女性に対する暴力対策会議の開催 関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施するため、各課の取り組み状況の情報交換のための担当者会議を開催した。</p> <p>■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催 配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行って関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図るためネットワーク会議(研修)を開催した。</p>	<p>■女性に対する暴力対策会議の開催 関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施するため、各課の取り組み状況の情報交換のための担当者会議を開催する。また、性暴力・性犯罪に関する関係機関の取組等を取りまとめる。</p> <p>■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催 配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行って関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図るためネットワーク会議を開催する。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	20
		■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携【再掲】	■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携【再掲】	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	
(2) 市町村基本計画の策定と市町村支援	<p>①市町村基本計画の策定・充実に向けた支援 府は、市町村に対し、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が促進されるよう、府と市町村で組織する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や市町村のブロック会議を通じて、必要な助言や情報提供を行うとともに、配偶者等からの暴力防止に向けた先進的な取組を情報収集し、市町村に提供します。 また、被害者への支援が円滑に実施されるよう、市町村相談担当者向け研修を実施するなど相談担当者の資質向上を図るとともに、府と市町村間や市町村相互の連携体制の構築に努めます。</p>	<p>■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 市町村に対し、府施策や先進的な取組事例等についての情報提供を行った。</p>	<p>■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営 市町村に対し、府施策や先進的な取組事例等についての情報提供を行う。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	20
		■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催【再掲】	■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催【再掲】	府民文化部	男女参画・府民協働課	
(3) 民間団体との連携	<p>①民間団体との連携 今後とも、一時保護の実施にあたっては、民間シェルターにも委託するなど、連携を図るとともに、民間シェルターを利用している被害者に対し必要に応じて行うカウンセリングや、地域で活動する民間団体の相談員のスキルアップのための研修の実施など、被害者支援の充実に向けた取組を推進します。 また、ホワイトリボンキャンペーンなど配偶者等への暴力をなくすための啓発活動を行っている民間団体の取組を情報収集します。</p>	<p>■民間団体との連携 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク等、民間団体と連携した。</p>	<p>■民間団体との連携 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク等、民間団体と連携する。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	21
		■市町村担当者等の資質向上(DV被害者の地域支援者養成講座の開催)【再掲】	■市町村担当者等の資質向上(DV被害者の地域支援者養成講座の開催)【再掲】	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	
		■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施【再掲】	■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施【再掲】			
	<p>■性暴力被害者支援ネットワークの連携強化 性暴力被害者支援ネットワークに参画する協力医療機関とネットワークの核となる性暴力救援センター・大阪SACHICOが主な構成メンバーとなる連携・協力会議を書面により2回開催。支援スキルの共有を図り、性犯罪・性暴力被害者が安心して受診できる体制づくりに取り組んだ。 また、啓発カードを作製しワンストップ支援センターを含む相談窓口及びネットワークの周知に努めた。</p>	<p>■性暴力被害者支援ネットワークの連携強化 ネットワークに参画する協力医療機関の支援スキルの向上・知見の共有のため、連携・協力会議を開催するなどし、体制の強化を図るとともに、ネットワークの周知に努める。</p>	政策企画部	青少年・地域安全室 治安対策課		
(4) 苦情への適切な対応	<p>■一時保護施設の体制整備 ・一時保護所の利用者にアンケート等を実施し、意見等を聴取し、必要に応じ業務改善を図った。 ・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図った。</p>	<p>■一時保護施設の体制整備 ・一時保護施設等の利用者にアンケート等を実施し、意見等を聴取し、必要に応じ業務改善を図る。 ・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図る。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	21	

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)

取組	令和2年度実施状況	令和3年度事業計画	担当部・室(課)		計画記載頁
<p>(5) 調査研究の推進等</p> <p>①調査研究の推進等 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する施策の推進のために、適宜、府における配偶者等の暴力の現状や府民の意識、配偶者等の暴力が被害者やその子どもに与える影響等を把握するとともに、各種資料の収集に努めます。 また、配偶者等からの暴力の防止に向けた加害者への対応については、国の動向なども注視しつつ、情報収集に努めるなど適切に対応していきます。</p>	<p>■調査研究 加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努めた。</p>	<p>■調査研究 加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努める。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	22
	<p>■DV被害親子調査 ・DV被害親子調査として親子調査や親子併行面接を実施し、親子の課題を整理し、親子プログラムの実施等の脱暴力に向けた取組を実施し、親子関係の調整を図った。</p>	<p>■DV被害親子調査の支援への反映 ・これまでの調査結果を支援に反映する。</p> <p>■被害者の状況把握のための調査の検討 ・被害者の理解や支援をより深めることができるための調査の実施について検討する。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	